

令和 2 年 7 月 28 日

令和 2 年度第 4 回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和2年7月28日(火) 午前9時30分  
場 所 美浦村役場 3階大会議室

## 日 程

### 1. 開会

### 2. 付議事項

- 議案第1号 令和3年度使用教科用図書の採択について
- 議案第2号 美浦村民運動公園管理及び運営規則の一部を改正する規則
- 議案第3号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する規程

### 3. 報告事項

- 報告第1号 令和2年度就学援助支給申請者及び認定者の報告について
- 報告第2号 「美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の令和2年第3回美浦村議会定例会への提出について

### 4. その他

### 5. 閉会

議案第 1 号

令和 3 年度使用教科用図書採択について

上記について別紙のとおり提出する。

令和 2 年 7 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保

議案第1号別紙

非公開案件のため別紙は当日配布いたします。

議案第 2 号

美浦村民運動公園管理及び運営規則の一部を改正する規則

上記について別紙のとおり提出する。

令和 2 年 7 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保





議案第 3 号

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する規程

上記について下記のとおり提出する。

令和 2 年 7 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保

美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する規程

美浦村体育施設等管理運営規程（平成 2 6 年美浦村教委規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

(3) 村民運動公園 野球場

第 9 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

(3) 村民運動公園 野球場 4 時間

別表第 1 美浦村民運動公園の表中「・ゲートボール場」を削る。

様式第 1 号（第 9 条第 3 項関係）4 使用箇所中「□ゲートボール場」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

美浦村体育施設等管理運営規程(平成26年美浦村教委規程第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(体育施設)</p> <p>第2条 本規程における貸出施設は、次の各号に定める施設(以下「体育施設」という。)とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 村民運動公園 _____</p> <p>    ア 野球場</p> <p>    イ <u>ゲートボール場</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 村民運動公園 _____</p> <p>    ア <u>野球場 4時間</u></p> <p>    イ <u>ゲートボール場 4時間(1面)</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(体育施設)</p> <p>第2条 本規程における貸出施設は、次の各号に定める施設(以下「体育施設」という。)とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 村民運動公園 <u>野球場</u></p> <p>    _____</p> <p>    _____</p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 村民運動公園 <u>野球場 4時間</u></p> <p>    _____</p> <p>    _____</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

現行	改正後（案）																																																						
<p>別表第1（第9条第1項関係）            体育施設の免除要件並びに免除内容</p> <p>○光と風の丘公園（略）            ○農林漁業者トレーニングセンター（略）            ○美浦村民運動公園</p> <table border="1" data-bbox="282 523 1095 671"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>免除要件</th> <th>免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・野球場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>・ゲートボール場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○美浦村立小中学校体育館及び武道館（略）</p> <p>様式第1号（第9条第3項関係）            美浦村体育施設使用料 減額・免除 申請書</p> <table border="1" data-bbox="282 810 1095 1284"> <tbody> <tr><td>1</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>3</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>4</td><td>使用箇所</td></tr> <tr><td></td><td>・光と風の丘公園（略）</td></tr> <tr><td></td><td>・農林漁業者トレーニングセンター（略）</td></tr> <tr><td></td><td>・村民運動公園／<input type="checkbox"/>野球場 <input checked="" type="checkbox"/>ゲートボール場</td></tr> <tr><td></td><td>・学校（略）</td></tr> <tr><td></td><td>以下（略）</td></tr> </tbody> </table>	施設名	免除要件	免除内容	・野球場	(略)	(略)	・ゲートボール場	(略)	(略)	1	(略)	2	(略)	3	(略)	4	使用箇所		・光と風の丘公園（略）		・農林漁業者トレーニングセンター（略）		・村民運動公園／ <input type="checkbox"/> 野球場 <input checked="" type="checkbox"/> ゲートボール場		・学校（略）		以下（略）	<p>別表第1（第9条第1項関係）            体育施設の免除要件並びに免除内容</p> <p>○光と風の丘公園（略）            ○農林漁業者トレーニングセンター（略）            ○美浦村民運動公園</p> <table border="1" data-bbox="1176 523 1989 671"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>免除要件</th> <th>免除内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・野球場</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○美浦村立小中学校体育館及び武道館（略）</p> <p>様式第1号（第9条第3項関係）            美浦村体育施設使用料 減額・免除 申請書</p> <table border="1" data-bbox="1176 810 1989 1284"> <tbody> <tr><td>1</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>2</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>3</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>4</td><td>使用箇所</td></tr> <tr><td></td><td>・光と風の丘公園（略）</td></tr> <tr><td></td><td>・農林漁業者トレーニングセンター（略）</td></tr> <tr><td></td><td>・村民運動公園／<input type="checkbox"/>野球場 _____</td></tr> <tr><td></td><td>・学校（略）</td></tr> <tr><td></td><td>以下（略）</td></tr> </tbody> </table>	施設名	免除要件	免除内容	・野球場	(略)	(略)		(略)	(略)	1	(略)	2	(略)	3	(略)	4	使用箇所		・光と風の丘公園（略）		・農林漁業者トレーニングセンター（略）		・村民運動公園／ <input type="checkbox"/> 野球場 _____		・学校（略）		以下（略）
施設名	免除要件	免除内容																																																					
・野球場	(略)	(略)																																																					
・ゲートボール場	(略)	(略)																																																					
1	(略)																																																						
2	(略)																																																						
3	(略)																																																						
4	使用箇所																																																						
	・光と風の丘公園（略）																																																						
	・農林漁業者トレーニングセンター（略）																																																						
	・村民運動公園／ <input type="checkbox"/> 野球場 <input checked="" type="checkbox"/> ゲートボール場																																																						
	・学校（略）																																																						
	以下（略）																																																						
施設名	免除要件	免除内容																																																					
・野球場	(略)	(略)																																																					
	(略)	(略)																																																					
1	(略)																																																						
2	(略)																																																						
3	(略)																																																						
4	使用箇所																																																						
	・光と風の丘公園（略）																																																						
	・農林漁業者トレーニングセンター（略）																																																						
	・村民運動公園／ <input type="checkbox"/> 野球場 _____																																																						
	・学校（略）																																																						
	以下（略）																																																						

報告第1号

令和2年度就学援助支給申請者及び認定者の報告について  
上記について別紙のとおり報告する。

令和2年7月28日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保

報告第1号別紙

非公開案件のため別紙は当日配布いたします。

報告第 2 号

「美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の令和 2 年第 3 回美浦村議会定例会への提出について

上記について別紙のとおり報告する。

令和 2 年 7 月 2 8 日提出

美浦村教育委員会教育長 富永 保

議案第 号

美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和元年 月 日提出

美浦村長 中 島 栄

美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年美浦村条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 4 条の表）ゲートボール場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例（昭和51年美浦村条例第18号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表（第4条関係） 美浦村民運動公園使用料					別表（第4条関係） 美浦村民運動公園使用料				
区分	9時～13時	13時～17時	全日	備考	区分	9時～13時	13時～17時	全日	備考
野球場	2,100円	2,100円	4,200円		野球場	2,100円	2,100円	4,200円	
ゲートボール場	<u>1,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	一面当たり					

美学 第198号  
令和2年7月20日

茨城県教育委員会教育長 殿  
茨城県県南教育事務所長 殿  
各市町村教育委員会教育長 殿

美浦村教育委員会教育長  
(公印省略)

令和2年度美浦村立小中学校における学校閉庁日の実施について（通知）

拝啓，時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。また，日頃より本村教育活動に御理解御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，本村では，教職員の働き方改革の一環として，村内小中学校における学校閉庁日については，毎年，下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

なお，閉庁期間の各学校への緊急連絡につきましては，村教育委員会事務局が行い，必要に応じて学校の関係者に連絡いたしますので，御理解御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 学校閉庁日			
夏季休業期間中（お盆の期間）	8月13日～8月16日	<4日>	
県民の日	11月13日	<1日>	
冬季休業期間中（年末）	12月28日	<1日>	
（年始）	1月4日	<1日>	
			<年間7日>

※ 各学校の創立記念日は授業日となります。

2 対象となる小中学校

(1) 小学校

- ① 木原小学校
- ② 安中小学校
- ③ 大谷小学校

(2) 中学校

- ① 美浦中学校

<問い合わせ先>  
美浦村教育委員会  
指導室長 森永 佐由美  
電話029-885-0340

## ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

### 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方へ、一世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されます。

#### 《支給対象》

- (1)令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（原則手続き不要）
- (2)公的年金等を受給しており令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方
- (3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※(2)(3)の方は申請が必要です。

### 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少している方へ1世帯5万円が給付されます。

#### 《支給対象》

基本給付の(1)または(2)に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した方

※収入が減少した旨の申請が必要です。

### 申請・問合せ

申請方法については、児童扶養手当現況届に同封するチラシ、ホームページでご案内いたします。

【問合せ】美浦村役場子育て支援課 TEL029-885-0340（内線231）

このページに関するお問い合わせは子育て支援課です。

本庁舎2階 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515

電話番号：029-885-0340（代） ファックス番号：029-885-4953

## 【中止のお知らせ】第43回“みほ”産業文化・スポーツフェスティバル

その他 資料 3

令和2年11月2日（月）～15日（日）の日程で開催を予定しておりました『第43回“みほ”産業文化・スポーツフェスティバル』は、新型コロナウイルス感染拡大・影響長期化の状態に鑑み、開催の**中止**を決定いたしました。

開催を心待ちにされていた皆様には心よりお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

このページに関するお問い合わせは生涯学習課です。

美浦村中央公民館内 〒300-0424 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1460-1

電話番号：029-885-4451 ファックス番号：029-885-7015

## 【中止のお知らせ】第23回陸平縄文ムラまつり

10月下旬に開催を予定しておりました『第23回陸平縄文ムラまつり』は、新型コロナウイルス感染拡大・影響長期化の状態に鑑み、開催の**中止**を決定いたしました。

開催を心待ちにされていた皆様には心よりお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

このページに関するお問い合わせは生涯学習課です。

美浦村中央公民館内 〒300-0424 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1460-1

電話番号：029-885-4451 ファックス番号：029-885-7015

新型コロナウイルスについての対応

- ・検温の実施・・・ 検温の継続実施（検温カードへの記入，確認）
- ・保育室内（床・テーブルなど），室内玩具等の消毒の実施。トイレの集中を避ける。
- ・全園児がホール等の室内に集まる活動を控え，誕生会や行事等は学年ごとに実施し，短時間で実施している。
- ・園バスについて・・・窓を開け換気を徹底（安全確保），座席をあけて座る。  
乗る前に手指消毒。  
※バスでの通園に不安がある場合は，直接園への送迎。
- ・水遊びについて・・・今年度は，プール活動は中止。  
※園庭や足洗い場での水遊びを実施。
- ・夕涼み会について・・・保護者参加での「夕涼み会」は中止。  
※保育時間中に，職員と幼児のみで「お楽しみ会」を7/17（金）に実施。  
ホールを使用，換気をし，密にならないように人数を制限しながら行った。
- ・夏休みについて・・・7/21（火）～8/31（月）を期間とする。その間，「預かり保育」は実施。
- ・主な行事について
  - ・個人面談・・・7/21～7/29 全保護者に実施。
  - ・奉仕作業・・・8/29 実施（雨天30日）  
※状況によっては中止。メールにて連絡。
  - ・運動会・・・9/26（土） 検討中
  - ・親子遠足・・・10月 検討中

## 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が発生した時の保育所対応について

### 【7月3日（金）】

- 17：30
- ・保育所の関係者に濃厚接触者が発生したとの連絡が入る。
  - ・保育所を7/4（土）と7/6（月）の2日間閉所とする。  
（PCR検査の結果がでるまで）
- 19：43
- ・閉所することを保護者にメール配信する。

### 【7月6日（月）】

- 7：30～
- ・大谷保育所は、所長・副所長、木原保育所は、所長・主任が出勤し消毒をする。その他の職員は、自宅待機とする。
  - ・PCR検査の結果「陰性」との連絡が入る。
- 15：28
- ・明日より開所することを保護者にメール配信する。

### 【7月7日（火）】

- ・今回の対応についての手紙を各家庭に配布する。（別紙参照）
- ・7日から10日まで職員と子供たちの健康状況（発熱の有無）を正午にメール配信する。

令和2年7月7日

保護者 各位

美浦村立木原保育所  
所長 永井 弘子

### 新型コロナウイルス感染症予防のための休所対応について（お礼）

この度は、保育所の関係者に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者が発生した件につきまして、急なお願いにもかかわらず、皆様のご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

幸いにも PCR 検査の結果「陰性」ということで本日から開所することができました。感染症予防に対する皆様のご理解、ご協力の賜物と感謝申し上げます。

各地で感染者が増えている現状では、また、いつこのようなことが起こるかもわからない状況です。その時は、今回同様メール配信にてお知らせしますのでよろしくお願いいたします。（機種変更等をした場合、再度メール登録をやり直してください。）

※今週1週間は、正午に子どもたちの健康状況をメール配信いたしますのでご覧下さい。

※副食費につきましては、閉所日を日割り計算にて返還させていただきます。

※利用者負担額（保育料）につきましては、閉所日を日割り計算にて減額させていただきます。

※保育所でも感染予防には努めてまいりますが、引き続き人混みへの外出を避けたり、手洗い・うがい、家族以外の方との長時間の接触は控えるようにしましょう。

※新型コロナウイルス感染症に不安のある方で家庭保育が可能な方は、家庭保育をお願いします。

## 1 運動会・体育祭について

### (1) 実施日

小学校・・・9/17（木） 予備日9/18（金）

中学校・・・9/9（水）

### (2) 日程

午前中

### (3) 参加者

児童生徒，教職員のみ。保護者の参観はなし。来賓は招待しない。

### (4) 感染防止策

見学時のソーシャルディスタンスの確保

競技種目の選択など密にならない対策の工夫

## 2 集団宿泊活動について

修学旅行等は実施しない。

<当初の予定>

中学校・・・9月14日（月）～16日（水）2泊3日 京都・奈良方面

小学校

木原・・・10月1日（木）～10月2日（金） 鎌倉・東京方面

安中・・・11月5日（木）～11月6日（金） 鎌倉・東京方面

大谷・・・11月11日（水）～11月12日（木） 鎌倉・箱根方面

木原・安中小・・・10月21日（水）～10月22日（木） 白浜少年自然の家

大谷・・・10月27日（火）～10月28日（水） さしま少年自然の家